



資料2

石川県国民健康保険運営方針 に基づく取組状況について



石川県観光PRマスコットキャラクター
「ひゃくまんさん」

第1章 基本的な事項

- ◆ 策定の目的 県と市町が一体となって、国民健康保険の保険者事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として策定する。

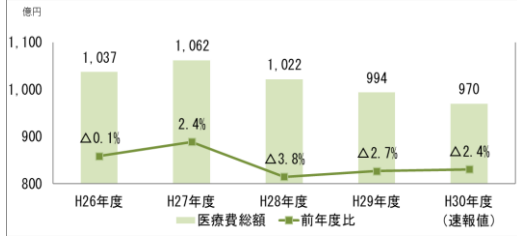
- ◆ 策定の根拠 国民健康保険法第82条の2
- ◆ 対象期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)
※現運営方針(対象期間:平成30年4月1日～令和3年3月31日)の見直し

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

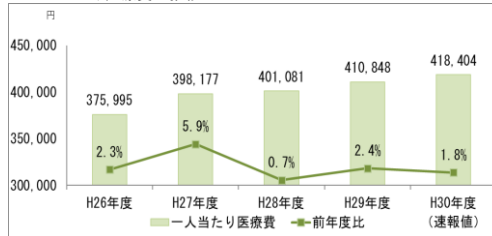
1 市町国保の現状

- 被保険者の状況 被保険者数は減少傾向 (H26)269,998人→(H30)224,818人 [県総人口に占める割合19.8%]
一方、前期高齢者(65歳～74歳)の割合は増加傾向
(被保険者全体に占める割合は49.2% [全国平均43.2%])
- 医療費の状況 医療費総額 (H26) 1,037億円 → (H30) 970億円
1人当たり医療費 (H26) 376千円 → (H30) 418千円 [全国平均368千円]
※将来の見通し R7には被保険者数は36.1%減少、医療費総額は19.5%減少すると推計(H27比)
- 国保財政の状況 市町国保の収支差(収入総額-支出総額)は、約8.5億円の黒字
(ただし、県全体で約0.7億円の決算補填等目的の法定外繰入あり [2市町])
県国保の収支差は、19.6億円の黒字 (国庫精算除く実質的収支差は、約4.8億円の黒字)

＜医療費総額の推移＞



＜一人当たり医療費の推移＞



2 国保財政運営に係る基本的な考え方

- 市町の国保特別会計 : 必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 県の国保特別会計 : 必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 赤字解消・削減の取組等 : 赤字(決算補填等目的の法定外繰入等)が生じた市町は、要因を分析し、県と協議の上で計画を作成し、計画的・段階的な解消・削減に努める
- 財政安定化基金の運用 : 市町や県に対する貸付・交付、激変緩和への活用

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

- 国保の安定的な財政運営の大前提となる「保険料」の適正な徴収について、必要な取組を定める。
 - ・ 収納率目標の設定(保険者規模別)
 - ・ 被保険者の利便性向上に資する納付方法(コンビニ収納、スマートフォンを活用した納付方法等)の拡大

第6章 医療費の適正化の取組

- 「医療費」の適正化を行い、国保の財政基盤を強化するための取組を定める。
 - ・ 特定健診・特定保健指導の推進(研修会の開催等)
 - ・ 後発医薬品の使用促進、適正服薬の推進、重症化予防の取組等

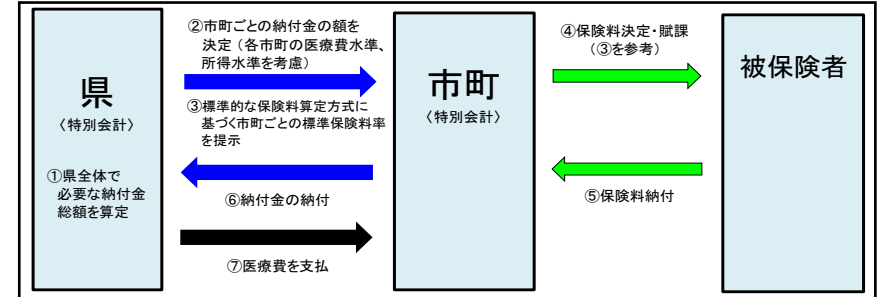
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の施策との連携の取組を定める。
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法

- 県は、市町ごとの納付金を決定するとともに、市町が保険料を決定する際の参考となる標準保険料率を示すこととされており、それらの算定のために必要な事項を定める。
- 標準的な保険料算定方式等
 - (1) 医療費水準の反映 : 納付金に医療費水準を全て反映($\alpha=1$)
 - (2) 所得水準の反映 : 納付金に本県の所得水準を反映($\beta=$ 国が示した数値)
 - (3) 保険料(納付金)算定方式 : 3方式(所得割、均等割、平等割) ※医療、後期、介護とも
 - (4) 標準的な収納率 : 市町ごとの直近過去3年の平均収納率
 - (5) 激変緩和措置 : 保険料が急激に増加することがないように、適切に対応
- 保険料水準の統一
 - (1) 国の考え方 : 将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指す
 - (2) 県の対応 : 当面、保険料水準の統一は行わないが、国の考え方や本県の実情を踏まえ、市町との議論を継続(医療費水準、市町の取組に関する課題等を整理)

＜財政運営の仕組み＞



※ 保険給付に必要な費用は、県が、全額、市町に対して支払う。(市町からの納付金等を財源)

第5章 市町における保険給付の適正な実施

- 「保険給付」が法令に基づく統一的なルールに従って着実に実行されるよう、必要な取組を定める。
 - ・ レセプト点検の充実強化
 - ・ 県による保険給付の点検、返還金の徴収等(必要に応じ、市町と協議の上、実施)

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取組むことで、効率的・効果的な事務運営につながるものについて、共同実施を推進する。
 - ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化等

第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

- 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくため、引き続き、関係者(県・市町・国保連)間で意見交換や協議を実施する。

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

運営方針策定時のデータ	直近のデータ
<p>【被保険者数の状況】 (H26) 269,998人 [県総人口に占める割合 23.4%] (H30) 224,818人 [" 19.8%]</p>	<p style="text-align: right;">※(R04)は暫定値</p> <p>(R02) 215,410人 [県総人口に占める割合 19.1%] (R03) 207,927人 [" 18.6%] <u>(R04) 195,952人 [" 17.7%]</u></p>
<p>【被保険者に占める前期高齢者（65歳～74歳）の割合】 (H26) 42.3% [全国 37.8%] (H30) 49.2% [" 43.2%]</p>	<p>(R02) 51.0% [全国 44.9%] (R03) 51.1% [" 45.1%] <u>(R04) 50.0% [" - %]</u></p>
<p>【医療費の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たり医療費 (H26) 376千円 [全国 333千円] (H30) 418千円 [" 368千円] ・医療費総額 (H26) 1,037億円 (H30) 970億円 	<p>(R02) 417千円 [全国371千円] (R03) 441千円 [" 395千円] <u>(R04) 449千円 [" - 千円]</u></p> <p>(R02) 910億円 (R03) 944億円 <u>(R04) 918億円</u></p>
<p>【県内市町の財政状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額－支出総額＝収支差 ※公費等の返還金を含む (H26) 13.7億円 (H30) 7.8億円 ・決算補填等目的の法定外繰入 (H26) 8.7億円 [3市町] (H30) 0.7億円 [2市町] 	<p>(R02) 7.9億円 (R03) 9.0億円 <u>(R04) 5.3億円</u></p> <p>(R02) 0.02億円 [1町] (R03) 0.02億円 [1町] <u>(R04) 0.00億円 [0市町]</u></p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針																																						
<p>○運営方針策定時のデータ 【保険料の賦課方式ごとの市町数】</p> <p>(H30)</p> <table border="1" data-bbox="103 396 750 686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">賦課方式</th> <th colspan="3">区分</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>後期高齢者 支援金分</th> <th>介護 納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2方式</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>4方式</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	賦課方式	区分			医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	2方式	0	0	1	3方式	14	16	17	4方式	5	3	1	<p>○直近のデータ</p> <p>(R4)</p> <table border="1" data-bbox="866 396 1512 692"> <thead> <tr> <th rowspan="2">賦課方式</th> <th colspan="3">区分</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>後期高齢者 支援金分</th> <th>介護 納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2方式</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>4方式</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	賦課方式	区分			医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	2方式	0	0	1	3方式	19	19	18	4方式	0	0	0	<p>現在2方式となっている介護納付金分においても、将来的に3方式への統一が検討されている。</p>
賦課方式		区分																																						
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分																																					
2方式	0	0	1																																					
3方式	14	16	17																																					
4方式	5	3	1																																					
賦課方式	区分																																							
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分																																					
2方式	0	0	1																																					
3方式	19	19	18																																					
4方式	0	0	0																																					
<p>○将来的な保険料水準のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費水準や保険料算定方法及び各市町の取組に関する課題を整理するなど、引き続き検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの協議を踏まえ、連携会議・作業部会において、<u>保険料水準統一の方向性について合意形成のうえ、次期運営方針（令和6年度～令和11年度）案では『将来的な統一を目指す』旨を規定することとした。</u> →国は、保険料水準の統一を進めることで、市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動を抑えることができるとしている。 	<p><u>次期運営方針の中間見直し時期もとらえて、市町との議論の具体化を進めていく。</u></p>																																						

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針																
<p>○運営方針策定時のデータ</p> <p>【収納率】</p> <p>(H26) 92.64% (全国90.95%)</p> <p>(H30) 94.15% (" 92.85%)</p>	<p>○直近のデータ</p> <table border="1"> <tr> <td>(R01) 94.36%</td> <td>(全国 92.92%)</td> <td>収納率目標達成市町</td> <td>12市町</td> </tr> <tr> <td>(R02) 94.73%</td> <td>(" 93.69%)</td> <td>"</td> <td>14市町</td> </tr> <tr> <td>(R03) 95.19%</td> <td>(" 94.24%)</td> <td>"</td> <td>14市町</td> </tr> <tr> <td>(R04) 95.06%</td> <td>(" -)</td> <td>"</td> <td>14市町</td> </tr> </table>	(R01) 94.36%	(全国 92.92%)	収納率目標達成市町	12市町	(R02) 94.73%	(" 93.69%)	"	14市町	(R03) 95.19%	(" 94.24%)	"	14市町	(R04) 95.06%	(" -)	"	14市町	<p>—</p>
(R01) 94.36%	(全国 92.92%)	収納率目標達成市町	12市町															
(R02) 94.73%	(" 93.69%)	"	14市町															
(R03) 95.19%	(" 94.24%)	"	14市町															
(R04) 95.06%	(" -)	"	14市町															
<p>①収納率目標（保険者規模別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5万人以上 92.3%（金沢市） ・1万人以上5万人未満 95.1%（小松市以下4市） ・5千人以上1万人未満 96.0%（輪島市以下5市町） ・5千人未満 97.0%（珠洲市以下9市町） <p>②収納率目標達成のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付義務者の利便性向上に資する納付方法の拡大 ・市町職員の収納事務向上に資する研修会の開催 ・好事例の横展開を図り、ノウハウを共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・納付方法の拡大 <ul style="list-style-type: none"> →コンビニ納付の導入（<u>1市</u>） 計15市町 →スマホを活用した納付方法の導入（<u>2市町</u>） 計14市町 <金沢県税事務所と研修会を合同開催> ・金沢地区地方税財務協議会徴収実務研修会（全市町向け／総論・税としての国保） <収納率向上アドバイザー派遣事業> ・アドバイザー派遣（2市町×2回） ・国保保険料（税）収納率向上対策研修会（全市町向け／各論・個別事例） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ、スマホ納付について、引き続き取組の拡大を目指す。また、eL-TAX（地方税共同機構が管理運営している地方税ポータルシステム）を活用した公金収納についても情報収集を行い、今後、メリットや課題等を整理する。 ・徴収実務研修会やアドバイザー派遣事業について、「具体的な実務の参考になった」という意見が多いことから、引き続き、研修会等収納事務向上のための支援を行う。 																

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第5章 市町における保険給付の適正な実施

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
①レセプト点検の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 医療給付専門員を市町に派遣し、助言・指導を行うなど、市町におけるレセプト点検が効率的・効果的に行われるよう支援を行う 国保連合会は、市町における事務負担の軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> レセプト点検担当者審査業務研修会（8月） 国保連合会が医療保険と柔道整復施術療養費との突合点検を実施 国保連合会が医療保険と介護保険の突合点検を実施 	県の医療給付専門員による助言・指導を継続して行い、診療報酬の適正な支払を確保する。
②第三者求償事務の取組強化 <ul style="list-style-type: none"> 国保連合会と連携し、研修会を開催するなど、市町の取組を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者行為求償事務担当者研修会の開催（8月） 内容：国保連担当者による講習、求償アドバイザーによる講演 県内4保健所と連携し、食中毒患者情報を市町に情報提供 消費生活支援センターと連携 	保健所等と連携し、市町に対する情報提供を進めるとともに、第三者求償担当者研修会を開催するなどにより、取組体制の強化を図る。
③療養費の支給の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 市町が文書照会等による患者調査を実施できるよう、国保連合会と県が連携して支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町が国保連合会に委託し、柔道整復施術療養費に係る患者調査を実施 	県と国保連合会が連携して、柔道整復施術療養費に係る患者調査を実施し、市町の取組を支援する。
④高額療養費の多数回該当の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の申請勧奨については、事務の標準化を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月より、高額療養費の申請勧奨事務を標準化 	—
⑤県による保険給付の点検等 <ul style="list-style-type: none"> 市町と協議の上、保険給付の点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付の縦覧、突合点検等を実施 	広域的な見地から保険給付の点検を行うことにより、保険給付の更なる適正化を図る。

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○運営方針策定時のデータ</p> <p>【特定健康診査受診率】 (H26)43.3%(全国 35.3%) (H30)46.1%(" 37.9%)</p> <p>【特定保健指導実施率】 (H26)52.3%(" 23.0%) (H30)57.8%(" 28.8%)</p> <p>【後発医薬品使用割合】 (H29)75.4%(" 79.4%) (H30)79.4%(" 77.7%)</p>	<p>○直近のデータ</p> <p style="text-align: right;"><目標値></p> <p>【特定健康診査受診率】 (R01) 47.0% (全国 38.0%) (R02) 40.2% (" 33.7%) (R03) 42.0% (" 36.4%) (R04) 42.7% (" — %) < 60% ></p> <p>【特定保健指導実施率】 (R01) 55.3% (" 29.3%) (R02) 46.7% (" 27.9%) (R03) 46.0% (" 27.9%) (R04) 48.5% (" — %) < 60% ></p> <p>【後発医薬品使用割合】 (R01) 81.8% (" 80.4%) (R02) 83.0% (" 82.1%) (R03) 82.5% (" 82.1%) (R04) 84.1% (" 83.7%) < 80% ></p>	<p>・特定健診、特定保健指導については、今後も目標の達成に向けた取組を進めていく。</p> <p>・後発医薬品については、引き続き、使用割合が目標値を上回るよう取り組む。</p>
<p>①特定健診・特定保健指導の推進</p> <p>・市町の取組を支援し、受診率の向上を図る</p>	<p>・特定健診・特定保健指導従事者研修会 →初任者（保健指導経験年数3年未満の市町職員）研修（9月） →実践者（保健指導経験年数3年以上の市町職員）研修（10月）</p> <p>・保健福祉センターで連絡会を開催 →市町職員・保健所職員で連絡会等を実施</p> <p>・特定健診受診率向上のための取組支援 →かかりつけ医との連携による受診率向上対策事業として、検査データを市町へ提供する仕組みの運用（10月）</p>	<p>・毎年度、人事異動により市町担当者の変更があるため、県としては、引き続き従事者研修会や保健福祉センターでの連絡会を開催することにより、特定健診・特定保健指導についての理解を深めるとともに、効果的な保健指導の実施のため特定保健指導従事者に対する力量形成を図る。</p> <p>・かかりつけ医からの情報提供により、特定健診受診率の向上が図られているため、県から医師会等に対し、引き続き情報提供を依頼する。</p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>②データヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が保健事業を効果的に実施できるよう支援する 	<ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画学習会（保険者協議会主催）の開催（6、10月） 市町保険者のデータヘルス推進事業の実施 →保健事業の対象者抽出、分析・評価等を行うKDB（国保データベースシステム）補助システムの活用支援 国保加入者の健康実態の可視化事業の実施 →レセプトデータや健診結果を活用し、地域の健康実態について集計・分析することにより、市町の保健事業の実施を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、人事異動により市町担当者の変更があるため、県としては、データヘルスについて理解を深める機会を市町に提供する観点から、引き続き学習会を開催する。 健康実態の可視化やツールの活用について、市町に対し、実際の活用方法を学ぶための研修会を開催するなど、活用に向けた支援を行っていく。
<p>③後発医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用割合を把握し、定期的に情報提供を行うほか、普及に関する取組を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町においてジェネリック医薬品差額通知を送付 啓発資材を作成（石川県後発医薬品使用推進連絡協議会） →県内全市町の窓口や薬局において被保険者に配布し、後発医薬品への切替を案内 	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す新たな数値目標の達成に向け、石川県後発医薬品使用推進連絡協議会を中心として引き続き効果的な啓発活動を検討・実施。 バイオ後続品の普及促進や地域フォーミュラリ推進のための取組みを検討。
<p>④適正服薬の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県薬剤師会と協力し、適正な服薬の推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 重複・多剤服用者を対象とした通知用リーフレットを作成し全市町に配布 →各市町から被保険者への通知等に同封し啓発 市町が実施する重複・多剤服用者への保健指導等を地域の薬剤師が支援する体制を運用（薬剤師会への委託事業） →事例検討会（12月・3月）を開催し情報を共有 	<p>市町の保健指導等への支援事業について、実施率や薬剤師の活用状況を評価し、より有効に活用してもらうため、必要に応じて運用等の見直しを図る。</p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>⑤糖尿病性腎症の重症化予防の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症化予防に係る勉強会の開催や国等の動向を周知するなど、市町を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> いしかわ糖尿病重症化予防ネットワーク事業の実施 →郡市医師会単位の糖尿病地域連絡協議会による検討会の実施 糖尿病等重症化予防研修会の実施 →保健指導研修の開催 FGM(自己血糖測定器)を活用した糖尿病重症化予防モデル事業 →モデル市町において、血糖を把握できる機器を用いた保健指導や評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いしかわ糖尿病重症化予防ネットワーク事業について <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病重症化予防を推進していくため、郡市医師会単位の地域協議会での検討会を引き続き実施 ○研修会等について <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、人事異動により、市町の担当者が変更となることもあるため、引き続き、研修会や事業等を通じて、糖尿病重症化予防の理解や実践を進めていく

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>①保険者事務の共同実施の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取り組むことで、効率的、効果的な事務運営につながるものについて、協議し、共同実施を検討、推進 	<ul style="list-style-type: none"> 保険証の郵送方法の変更 →後期高齢者医療広域連合が保険証の郵送方法を令和6年度より<u>特定記録郵便に変更することに合わせ、全市町で特定記録郵便に統一する。</u> 	<p>検討中の課題については、県が主体となって引き続き意見統一を図る。その他の事務についても標準化・広域化により、効率的・効果的な運営につながるものがないか検討する</p>
<p>②被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末までに、全市町において市町村事務処理標準システムの導入を完了しており、証の一体化に係る体制を整備済み 	<p>—</p>
<p>③システムを活用した事務の標準化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と国保中央会が、事務処理の標準化・効率化の観点から開発した市町村事務処理標準システムの導入について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末までに、全市町において、クラウド形態での市町村事務処理標準システムを導入済み 市町村事務処理標準システムに関する標準準拠対応に係る説明会の開催（12月） →<u>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に規定された基幹業務システムの標準準拠化及びガバメントクラウドの活用について検討を開始</u> 	<p>標準準拠対応及びガバメントクラウドの活用について関係各所と議論を行い、対応方針等について合意形成を図る。</p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p> <ul style="list-style-type: none">・国保データベースシステムを活用し、医療・健診・介護のデータ等の分析を行い高齢者の心身の特性に応じ、保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む	<ul style="list-style-type: none">・市町における一体的実施の取組を開始 <u>(6市町)</u> <u>計17市町</u>・後期高齢者医療広域連合、国保連合会と共催で県内全市町の関係課長を集め、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る連携促進会議」を開催（10月）	<p>令和6年度までに全市町で一体化実施の取組を開始できるよう、県庁各課が後期高齢者医療広域連合や国保連合会と連携し、市町を対象とした研修会や個別相談を実施</p>